

ID: 1636

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	商店街整備等支援計画の認定
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第6項
法令番号	昭和48年法律第101号
【基準】 法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (特定会社の要件) 第7条 法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実と認められること)とする。 (商店街整備等支援計画の認定の基準) 第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。 ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。 ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。 (4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。	

ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日